

平成二十八年政令第四十九号

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第五十条第四項、第五十五条、第六十三条第二項及び第七十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（改正法附則第十条第二項の規定による所有権の保存の登記の申請等）

第一条 電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第十条第二項の規定による所有権の保存の登記の申請をする場合には、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第三条各号に掲げる事項のほか、改正法附則第十条第二項の規定により登記を申請する旨を申請情報（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八条に規定する申請情報をいう。以下この条及び第十条において同じ。）の内容とし、かつ、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一 改正法附則第十条第一項に規定する分割証明情報

二 申請人が表題部所有者（不動産登記法第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。）から不動産（改正法附則第十条第二項の不動産をいう。）の所有権を取得したことを証する表題部所有者が作成した情報

三 登記名義人（不動産登記法第二条第十一号に規定する登記名義人をいう。第十条第一項第三号において同じ。）となる者の住所を証する登記官が作成した情報

2 不動産登記令第九条の規定は、前項第三号の規定により申請情報と併せて提供しなければならない住所を証する情報について準用する。

3 前二項の規定は、改正法附則第十条第三項において準用する同条第二項の規定による所有権の保存の登記の申請について準用する。この場合において、第一項中「附則第十条第二項」とあるのは「附則第十条第三項において準用する同条第二項」と、同項第一号中「附則第十条第一項」とあるのは「附則第十条第三項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可の申請の期限）
第二条 改正法附則第十八条第一項の政令で定める日は、平成二十八年七月二十九日とする。

（一般ガス導管事業に係る最終保障供給に係る約款の届出の期限）

第三条 改正法附則第十九条第一項の政令で定める日は、平成二十八年十二月二十八日とする。（旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る旧ガス事業法の規定の適用についての技術的読替え）

第四条 改正法附則第二十二條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「旧ガス事業法」という。）の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七事業	指定旧供給区域等小売供給	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「旧ガス事業法」という。）第三條の許可を受けたる日（改正法第五条の施行の日（以下「施行日」という。）前日）に旧ガス事業法第八條第一項の許可であつて供給区域（旧ガス事業法第六條第二項第三号の供給区域をいう。以下同じ。）又は供給地点（同号の供給地点をいう。以下同じ。）の増加に係るものを受けた場合
------	--------------	--

合にあつては、当該許可を受けた日から三年

その指定旧供給区域等小売供給（改正法附則第二十二條第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給をいう。以下同じ。）の指定旧供給区域等小売供給を

その指定旧供給区域等小売供給

第七その事業

第四項

第十事業

見出し

第十一條

第一項

第二項

第三項

第十條

第一條

第三條

第十條

見出し

第十條

見出し

第三條

見出し

第三條

指定旧供給区域等小売供給の

第一條

ガス小売事業の登録

第三項

指定旧供給区域等小売供給を

第四條

（施行日前に旧ガス事業法第八條第一項の許可であつて供給区域又は供給地点の増加に係るものを受けた場合であつて、当該許可に係るその増加する供給区域又は供給地点であつて指定旧供給区域等である区域又は地点において指定旧供給区域等小売供給を開始しないときを除く。）は、改正法第五條の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）第三條の登録

第十條

指定旧供給区域等小売供給を

第一條

指定旧供給区域等小売供給を

第十條

指定旧供給区域等小売供給を

見出し

指定旧供給区域等小売供給

第十一條

指定旧供給区域等小売供給の

第一條

指定旧供給区域等小売供給

第二條

指定旧供給区域等小売供給

第三條

指定旧供給区域等小売供給

第十條

指定旧供給区域等小売供給

第十一條

指定旧供給区域等小売供給

第十二條

指定旧供給区域等小売供給

第十三條

指定旧供給区域等小売供給

第十四條

指定旧供給区域等小売供給

第十五條

指定旧供給区域等小売供給

第十六條

指定旧供給区域等小売供給

第十七條

指定旧供給区域等小売供給

<p>第十條 第三項、第二十六條第一項、第三十三條第一項若しくは第三十四條第一項の規定又はこれらの規定新ガス事業法第三條の登録</p>	<p>第十條 第三項 登記</p>	<p>第十條 第一項の規定に施行日前に旧ガス事業法第八條第一項の許可であつて供給区域又は供給地点の増加に係るもの</p>	<p>第八條 第三項において第七條 第一項</p>	<p>第十條 第二項 供給区域の一部又は供給地点</p>
<p>第十條 第九項 指定旧供給区域等</p>	<p>第十條 第十項 指定旧供給区域等</p>	<p>第七條 第六項 指定旧供給区域等</p>	<p>第七條 第七項 指定旧供給区域等</p>	<p>第八條 第一項 改正法附則第二十四條 第一項 指定旧供給区域等</p>
<p>第十條 第九項 指定旧供給区域等</p>	<p>第十條 第十項 指定旧供給区域等</p>	<p>第七條 第六項 指定旧供給区域等</p>	<p>第七條 第七項 指定旧供給区域等</p>	<p>第八條 第一項 改正法附則第二十四條 第一項 指定旧供給区域等</p>
<p>第十條 第九項 指定旧供給区域等</p>	<p>第十條 第十項 指定旧供給区域等</p>	<p>第七條 第六項 指定旧供給区域等</p>	<p>第七條 第七項 指定旧供給区域等</p>	<p>第八條 第一項 改正法附則第二十四條 第一項 指定旧供給区域等</p>

<p>第四項 第七項 第九項 第十項</p>	<p>第四項 第七項 第九項 第十項</p>	<p>第四項 第七項 第九項 第十項</p>	<p>第四項 第七項 第九項 第十項</p>	<p>第四項 第七項 第九項 第十項</p>	<p>第四項 第七項 第九項 第十項</p>	<p>第四項 第七項 第九項 第十項</p>	<p>第四項 第七項 第九項 第十項</p>	<p>第四項 第七項 第九項 第十項</p>
<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>
<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>
<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>	<p>第十條の二</p>

<p>七条の七第三項、第三十七條の八及び第三十七條の十において準用する場合を含む。)、第三十一條第二項(第三十七條の七第一項、第三十七條の八、第三十七條の十及び第三十八條第二項において準用する場合を含む。)、第三十六條の二第七項若しくは第八項(第三十七條の八、第三十七條の十及び第三十八條第二項において準用する場合を含む。)、第三十九條の二第九項又は第三十八條の二</p>	<p>第五十九條(第三十七條第十九條の七第一項において準用する場合を含む。)、第二十二條第五項(第三十七條の八において準用する場合を含む。)、又は第二十五條第三項</p>	<p>第六第二十二條の三第一項第二十六條第一項の二、第三十七條の八において又は第二十六條の二、第二十六條第一項(第三十七條の七第一項及び第三十七條の八において準用する場合を含む。)、又は第二十六條の二第一項</p>	<p>第六第二十二條の三第一項第二十六條第一項の二、第三十七條の八において又は第二十六條の二、第二十六條第一項(第三十七條の七第一項及び第三十七條の八において準用する場合を含む。)、又は第二十六條の二第一項</p>
<p>第六第二十六條第二項(第二十六條第二項の二準用する場合を含む。)、第二十二條第三又は第二十六條の二第二項</p>	<p>第五條 改正法附則第二十二條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧ガス事業法(以下この条において「なお効力を有する旧ガス事業法」という。)、第七條、第十一條第二項、第十三條第一項及び第二項、第十五條第一項及び第二項、同條第三項において準用するなお効力を有する旧ガス事業法第十四條第三項、第十七條第四項、第五項、第七項、第九項及び第十項、第十八條、第二十二條、第二十六條第二項、第二十六條の二第二項、第四十八條並びに第四十九條第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、指定旧供給区域等(改正法附則第二十二條第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。以下同じ。))が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧一般ガスみなしガス小売事業者(指定旧供給区域等内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。に關するものは、指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長が行うものとする。)</p>	<p>第六條 改正法附則第二十八條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧ガス事業法の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>	<p>第六條 改正法附則第二十八條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧ガス事業法の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>
<p>第三十七條第一項において準用する第三十七條の六の二</p>	<p>供給約款 又は次條第一項において準用する第三十七條第十二項の規定による届出をした選択約款以外 一般の需要</p>	<p>第三十七條 事業 意したとき、又は</p>	<p>第三十七條 事業 意したとき、又は</p>
<p>第三十七條三年 一項において準用する第七條第一項</p>	<p>指定旧供給地点 需要(改正法附則第二十八條第一項に規定する指定旧供給地点をいう。)</p>	<p>その事業の 指定旧供給地点小売供給(改正法附則第二十八條第一項に規定する指定旧供給地点小売供給をいう。以下同じ。)</p>	<p>指定旧供給地点 小売供給 指定旧供給地点(改正法附則第二十八條第一項に規定する指定旧供給地点をいう。以下同じ。)</p>

るものは、指定旧供給地点を管轄する経済産業局長が行うものとする。

(みなしガス小売事業者に対する報告の徴収)

第八条 改正法附則第三十三条第一項の規定により経済産業大臣が旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、指定旧供給区域等小売供給の運営に関する事項及び指定旧供給区域等小売供給に関する会計の整理に関する事項とする。

2 改正法附則第三十三条第二項の規定により経済産業大臣が旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、指定旧供給地点小売供給の運営に関する事項及び指定旧供給地点小売供給に関する会計の整理に関する事項とする。

(権限の委任)

第九条 改正法附則第四十一条の政令で定める規定は、改正法附則第二十二條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧ガス事業法第十七條第五項及び第十項、第十八條から第二十條まで、第二十六條第一項並びに第二十六條の二第一項の規定、改正法附則第二十四條第一項及び第二項並びに第二十五條の規定、改正法附則第二十八條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧ガス事業法第三十七條の六の二並びに第三十七條の七第一項において準用する旧ガス事業法第七條第二項及び第十項、第十八條、第十九條並びに第二十六條第一項の規定並びに改正法附則第三十條第一項及び第二項並びに第三十一條の規定とする。

2 改正法附則第四十一條第二項に規定する権限は、電力・ガス取引監視等委員会(次項及び第四項において「委員会」という。)が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、同表第六号及び第七号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一 改正法附則第十二條第二項、第三項、第五項及び第五項に基づく権限であつて、ガス小売事業に係る業務を行う区域が一経済産業局の管轄区域内のみにある業務を管

おけるガスメーターの取付数が百万個を超過するものを除く。)に関するもの

二 改正法附則第十四條第二項の規定に供給区域に基づく権限であつて、供給区域(改正区域を管法第五條の規定による改正後のガス事轄する業法(以下「新ガス事業法」という。))経済産業第三十八條第二項第四号の供給区域を業局長いう。以下この号において同じ。)が一

の経済産業局の管轄区域内のみにある改正法附則第十四條第一項の規定により新ガス事業法第五十五條第一項の規定による届出をしたものとみなされる者(供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超過するものを除く)に関するもの

三 改正法附則第十五條第二項の規定に特定導に基づく権限であつて、同項の規定による管の設置の場所が一の経済産業局の轄する管轄区域内のみにある改正法附則第十條第五條第一項の規定により新ガス事業法局長第七十二條第一項の規定による届出をしたものとみなされる者に関するもの

四 改正法附則第二十二條第二項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條等並びに第二十七條(改正法附則第二十條管轄す四條第一項の認可に係るものに限る。)の経済供給区域等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧一般ガスみなしガス小売事業者(指定旧供給区域等内におけるガスメーターの取付数が百万個を超過するものを除く。)に関するもの

五 改正法附則第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三項、第五項及び第六項、第三十條第一項並びに第三十一條を管の供給地点が一の経済産業局の管轄区域経済産業局の管内にある旧簡易ガスみなしガス小売事業者に関するもの

六 改正法附則第三十三條第一項及び第七指定旧三十四條第一項の規定に基づく権限供給区(改正法附則第四十一條第一項又は第二項等

項の規定により委員会に委任されたも管轄する経済産業局長(以下「管轄局長」という。))の権限を有するものとする。

七 改正法附則第三十三條第二項及び第七指定旧三十四條第二項の規定に基づく権限供給地(改正法附則第四十一條第一項又は第二項を管の項の規定により委員会に委任されたも管轄するものを除く。)

4 次の表の上欄に掲げる改正法附則第四十一條第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 改正法附則第三十三條第一指定旧供給区域項及び第三十四條第一項の規等を管轄する経済産業局長

二 改正法附則第三十三條第二指定旧供給地項及び第三十四條第二項の規等を管轄する経済産業局長

第十條 改正法附則第四十七條第二項の規定による所有権の保存の登記の申請をする場合には、不動産登記令第三條各号に掲げる事項のほか、改正法附則第四十七條第二項の規定により登記を申請する旨を申請情報の内容とし、かつ、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならぬ。

一 改正法附則第四十七條第一項に規定する分割証明情報
二 申請人が表題部所有者から改正法附則第四十七條第二項の不動産の所有権を取得したことを証する表題部所有者が作成した情報
三 登記名義人となる者の住所を証する登記官が作成した情報

2 不動産登記令第九條の規定は、前項第三号の規定により申請情報と併せて提供しなければならぬ住所を証する情報について準用する。
3 前二項の規定は、改正法附則第四十七條第三項において準用する同条第二項の規定による所有権の保存の登記の申請について準用する。この場合において、第一項中「附則第四十七條第二項」とあるのは「附則第四十七條第三項中「附則第四十七條第一項」とあるのは「附則第

四十七條第三項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(法人の分割に関する登録免許税の非課税の対象となる法人の導管の規模等)
第十一條 改正法附則第四十八條の政令で定める導管の規模は、導管の総延長が二万六千キロメートルであることとする。
2 改正法附則第四十八條の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 ガス事業法第二條第五項に規定する一般ガス導管事業又は同条第七項に規定する特定ガス導管事業の用に供する導管に二以上の液化ガス貯蔵設備等(同条第四項第二号に規定する液化ガス貯蔵設備等をいう。次号において同じ。)が接続されていること。
二 当該接続されている液化ガス貯蔵設備等を維持し、及び運用する者が二以上であること。

(みなし熱供給事業者に係る旧熱供給事業法の規定の適用についての技術的読替え)
第十二條 改正法附則第五十條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第七條の規定による改正前の熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号。第十六條第一項において「なお効力を有する旧熱供給事業法」という。)の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

その事業	第六條三年第一項
その指定旧供給区域熱供給(改正法附則第五十條第一項に	電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。))第七條の規定による改正前の熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号。以下「旧熱供給事業法」という。))第三條の許可を受けた日(改正法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日前に旧熱供給事業法第七條第一項の許可であつて供給区域の増加に係るものを受けた場合にあつては、当該許可を受けた日)から三年

定する事項を記載した書面を交付し、かつ、同条第一項に規定する供給条件について説明しているときは、同条第二項に規定する書面を交付し、かつ、同条第一項の規定による説明をしたものとみなす。第三号施行日前に同項及び同条第三項の規定の例により、同条第二項に規定する事項を提供し、かつ、同条第一項に規定する供給条件について説明しているときも、同様とする。

2 第三号施行日以後に締結される熱供給契約について、熱供給事業者等が、第三号施行日前に新熱供給事業法第十五条第一項の規定の例により、同項に規定する事項を記載した書面を交付しているとき、又は同条第二項の規定の例により同条第一項に規定する事項を提供しているときは、同項に規定する書面を交付したものとみなす。

(認可等の条件)

第十六条 改正法附則の規定並びに改正法附則の規定によりなおその効力を有することとされる旧ガス事業法の規定及びなお効力を有する旧熱供給事業法の規定による認可、認定、登録、承認、指定又は許可(次項において「認可等」という。)には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該認可等を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(改正法附則第七十八条第二項の政令で定める償却資産等)

第十七条 改正法附則第七十八条第二項の政令で定める償却資産は、原料処理設備、ガス発生設備及び附属設備の用に供する構築物並びに機械及び装置並びにガスホルダー、圧送器、整圧器、熱量調整装置及び導管(供給管及び屋内管を除く。次項において同じ。)であつて、専ら指定旧供給区域等におけるガスの供給の用に供するものとする。

2 改正法附則第七十八条第三項の政令で定める償却資産は、新ガス事業法第二条第一項に規定する特定ガス発生設備(容器及び気化装置を除く。)及び附属設備の用に供する機械及び装置並びに導管であつて、専ら指定旧供給地点におけるガスの供給の用に供するものとする。

附則

この政令は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成二八年五月二七日政令第二三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の次に三条を加える改正規定(第四条の表第二号及び第四号に係る部分に限る。)は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附則 (平成二九年三月二三日政令第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、第五号施行日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附則 (令和二年八月一三日政令第二四四号)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。